



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
10月16日  
第149号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

県税の収納事務の委託の一部改正(税政課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示の要旨(森林保全課).....	2
障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出(労働雇用政策課).....	2

### ○ 公 告

令和2年度ふぐ調理師試験実施公告(生活衛生課).....	2
公共測量実施公告(監理課).....	3
公共測量終了公告(監理課).....	3
落札者決定の公告(薬務課).....	4

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東).....	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東).....	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出(湖東).....	4

### ○ 土 木 事 務 所 公 告

道路の位置の指定公告(甲賀).....	5
---------------------	---

### ○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示

遊漁者によるピワマス等引縄釣等の承認制に関する委員会指示.....	5
-----------------------------------	---

## 告 示

### 滋賀県告示第399号

令和2年滋賀県告示第55号(県税の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

表中

(12) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務のとりまとめ	”	”	を
(12) 東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y 株式会社	P a y P a y 請求書払い(P a y P a y 株式会社)が提供するスマートフォン等のカメラ機能を使用して納付書のバーコードを読み込み、事前にチャージしたP a y P a y 残高を利用した決済方法)を利用した県税の収納事務	令和2年9月18日から令和4年12月31日まで	”	に

(13) 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	委託による県税の収納事務 のとりまとめ	令和2年1月1日から 令和4年12月31日まで	”
--	------------------------	----------------------------	---

改める。

#### 滋賀県告示第400号

令和2年滋賀県告示第219号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市田川町字三反畑450、字野神尾582、583、字元山600、601-1 から601-3 まで、602、字北山626、642-1、字荘谷664-1、659、字打越676、字早谷856-1、856-2、868
- 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第219号のとおり

#### 滋賀県告示第401号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第1項の規定に基づき障害者就業・生活支援センターとして指定した者のうち、次の者から事務所の所在地変更の届出があった。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

名 称	事務所の旧所在地	事務所の新所在地
社会福祉法人しがらき会	甲賀市水口町水口6200	甲賀市水口町暁3番44号

## 公 告

#### 令和2年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)第5条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 試験日および科目
  - 第1日目
    - 試験日時 令和3年2月9日(火)午後2時30分から午後4時まで
    - 科目
      - 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識
      - 実技試験 ふぐの種類および内臓の識別
  - 第2日目
    - 試験日 令和3年2月10日(水) 試験時間は、受験票に記載する。
    - 科目 実技試験 ふぐの処理技術
- 試験場所 滋賀県立男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)
- 受験資格 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の調理師の免許を受けている者
- 提出書類
  - 受験願書 1部
  - 調理師法第3条の調理師の免許を受けていることを証する書類 1部
  - 写真 1葉(出願前6月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦5センチメートル、横5センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

- 5 試験手数料 7,400円(滋賀県収入証紙による。)
- 6 受験願書の受付期間等および受付場所
- (1) 受付期間等 令和3年1月4日(月)から令和3年1月12日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。  
なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。  
滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 草津市草津三丁目14-75  
滋賀県甲賀健康福祉事務所(甲賀保健所) 甲賀市水口町水口6200  
滋賀県東近江健康福祉事務所(東近江保健所) 東近江市八日市緑町8-22  
滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所) 彦根市和田町41  
滋賀県湖北健康福祉事務所(長浜保健所) 長浜市平方町1152-2  
滋賀県高島健康福祉事務所(高島保健所) 高島市今津町今津448-45  
大津市保健所 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階
- イ ア以外の者は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号)に提出すること。
- 7 合格発表 令和3年3月10日(水)午前10時に県庁正面玄関前掲示板、各合同庁舎(大津合同庁舎および木之本合同庁舎を除く。)の行政情報コーナーおよび県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。  
なお、電話による問合せには、一切応じない。
- 8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。
- (1) 期間 令和2年3月10日(水)から令和3年4月7日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)
- (2) 時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで(令和2年3月10日(水)は、午前10時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
- (3) 場所 滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館2階)
- (4) 持参するもの 令和2年度ふぐ調理師試験受験票
- (5) 開示する内容 科目別得点および総合得点
- (6) その他
- ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。
- イ 電話による問合せには、一切応じない。
- 9 受験願書等の交付および問合せ先 県内の各保健所および滋賀県健康医療福祉部生活衛生課

#### 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量(陸部および水部の地形測量))
- 2 作業の地域 米原市伊吹、小泉、大久保、下板並、上板並、吉槻、甲賀、曲谷
- 3 作業の期間 令和2年9月24日から令和3年2月26日まで

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市上平木町、下羽田町
- 3 作業の終了日 令和2年9月15日

**落札者決定の公告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年10月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 空間放射線量率測定システム(モニタリングポスト等)一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県健康医療福祉部薬務課 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-3630
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月20日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 永恵化機株式会社 代表取締役 平田 悟 湖南市中央四丁目137番地
- 5 落札金額 72,083,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年7月10日(金)

**健康福祉事務所告示****滋賀県湖東健康福祉事務所告示第11号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和2年10月16日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ツクイ彦根平田	彦根市平田町589番地1号	株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	通所介護	令和2.10.1	2570201539

**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第12号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和2年10月16日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ツクイ彦根平田	彦根市平田町589番地1号	株式会社ツクイ 代表取締役 高橋靖宏	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	通所介護	2570200762	令和2.9.30

**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第13号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和2年10月16日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
幸せの扉訪問介護事業所	犬上郡豊郷町三ツ池41-6	犬上郡豊郷町下枝34-5	幸せの扉合同会社	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511800126	令和2.9.1

土木事務所公告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。  
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和2年10月16日

滋賀県甲賀土木事務所長 北川 純二

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日
栗東市下鉤字下神子1219番4、1219番5、1219番12、1219番6、水路一部(法定外公共物)	30.99m	6.00m	令和2.10.8

琵琶湖海区漁業調整委員会指示

琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、漁場利用の適正化を図るため、琵琶湖における引縄釣(釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。)および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ピワマスの採捕を目的としたものに限る。)について次のとおり指示する。

令和2年10月16日

琵琶湖海区漁業調整委員会会長 谷口 孝男

1 指示の内容

- (1) 遊漁の承認 令和2年12月1日から令和3年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法(ピワマスの採捕を目的としたものに限る。)(以下「引縄釣等」という。)を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。
- (2) 承認の区分 承認を受けようとする者は、次のとおり引縄釣等に使用する船舶の区分に応じて、別記様式第1号または別記様式第2号により委員会宛てに申請しなければならない。
  - ア 自己が使用権限を持つ船舶または使用権限を持つ他者から使用を認められた船舶により引縄釣等をする者およびその同乗者(以下「プレジャーボート使用者」という。プレジャーボートには、動力船の他、カヤック等の無動力船を含む。)
  - イ 引縄釣等を行わせるために、遊漁者を漁場に案内する事業を営む者(以下「遊漁船業者」という。)
- (3) 承認の取得義務
  - ア プレジャーボート使用者は、引縄釣等を行おうとする者ごとに承認を受けなければならない。ただし、承認は1人当たり1件とする。
  - イ 遊漁船業者は、使用する船舶ごとに承認を受けなければならない。
- (4) 承認期間 プレジャーボート使用者においては令和2年12月1日から令和3年6月30日まで、遊漁船業者においては令和2年12月1日から令和3年9月30日までとする。
- (5) 承認数 遊漁船業者が使用する船舶の承認数は40隻以内とする。
- (6) 釣法の限定 竿を使用しない引縄釣は禁止する。
- (7) 同時に用いることができる竿の本数および釣針の個数

- ア 竿の本数は、プレジャーボート使用者は承認1件当たり2本以内とする。承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶にあつては、乗客1人当たり2本以内とし、これに1隻当たり2本を加えた本数以内とする。
- イ 釣針の数は、竿1本につき1個(シングルフック)とする。
- (8) 持ち帰ることができるビワマスの数
- ア 承認を受けたプレジャーボート使用者が持ち帰ることのできるビワマスの数は、承認1件につき1日当たり5尾までとする。
- イ 承認を受けた遊漁船業者が使用する船舶の乗客が持ち帰ることのできるビワマスの数は、乗客1人につき1日当たり5尾までとする。ただし、遊漁船業者はビワマスを持ち帰ってはならない。
- (9) 申請手続および承認基準等 承認の申請手続、承認基準その他必要な事項は、別に定める。
- (10) 採捕の報告 プレジャーボート使用者は承認者ごとに、遊漁船業者は承認を受けた船舶ごとに、以下のいずれかにより採捕の結果を報告しなければならない。
- ア 採捕状況報告書(プレジャーボート使用者にあつては別記様式第3号、遊漁船業者にあつては別記様式第4号)の提出による報告
- イ インターネット(しがネット受付サービスに設置する専用ページ)による報告
- (11) 章旗の返納 1(1)の承認により交付した章旗は、別に定める期限までに返納しなければならない。
- (12) 漁業被害の未然防止 漁労中の他船から1キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内においては、引縄釣等による採捕行為をしてはならない。
- 2 指示の期間 令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
- 3 指示に従わない者に対する措置 本指示に従わない場合は、承認の取消または次回の承認をしない措置をとることがある。

別記

様式第1号(プレジャーボート使用者用)

引縄釣等承認申請書  
(プレジャーボート使用者用)

\_\_\_\_年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

(〒 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

昨シーズン承認 あり・なし(いずれかに○)

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいので申請します。

記

1 使用する船の形態(ア～イのどれかを選択してください。複数でも可。)

ア 個人所有の船 出航予定港 ( \_\_\_\_\_ )

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 ( \_\_\_\_\_ )

2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)

( \_\_\_\_\_ )

(2) 引縄釣等を行う予定の月(遊漁期間) (該当の月に○、複数の月でも回答可。)

R2 12月	R3 1月	2月	3月	4月	5月	6月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考

様式第2号(遊漁船業者用)

引縄釣等承認申請書  
(遊漁船業者用)

\_\_\_\_年 月 日

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

(〒 \_\_\_\_\_)

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

昨シーズン承認 あり・なし(いずれかに○)

琵琶湖において、引縄釣等を行わせるために下記の船舶を用いて、遊漁者を漁場に案内する事業を営みたいので申請します。

記

1 申請内容(遊漁船業者登録簿の内容を記載のこと)

- (1) 遊漁船登録番号 \_\_\_\_\_
- (2) 代表者氏名 \_\_\_\_\_
- (3) 営業所名 \_\_\_\_\_
- (4) 営業所住所 \_\_\_\_\_
- (5) 営業所電話番号 \_\_\_\_\_
- (6) 使用船名 \_\_\_\_\_
- (7) 遊漁船業務主任者氏名 \_\_\_\_\_

2 採捕計画

- (1) 引縄釣等を行う主な水域 (記入例: 竹生島周辺、姉川沖など)  
( \_\_\_\_\_ )

- (2) 月別の出航予定日数

R2 12月	R3 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月

(事務局使用欄) 記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備考



様式第3号(プレジャーボート使用者用)

引縄釣等の採捕状況報告書  
(プレジャーボート使用者用)

承認番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

月 日	ビワマス採捕尾数			持ち帰り尾数	釣行水域	使用した船 個人所有・貸船
	引縄釣	ジギング釣り	その他釣り			
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

- 出航日ごとに記入してください。
- 適宜、欄を追加してください。報告数が多い場合は、本様式に添付書類を付けて報告いただいても構いません。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、しがネット受付サービスの専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内)  
電話 077-528-3872

## 様式第4号(遊漁船業者用)

引縄釣等の採捕状況報告書  
(遊漁船業者用)

承認番号 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

船名 \_\_\_\_\_

	乗客数	biomass採捕尾数			持ち帰り尾数	釣行水域
		引縄釣	ジギング釣り	その他釣り		
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						

- 全ての出航日について記入してください。同日に複数回出航した場合は別々に記入してください。
- 使用した船ごとに採捕状況を記入してください。
- 適宜、欄を追加してください。報告数が多い場合は、本様式に添付書類を付けて報告いただいても構いません。
- 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、しがネット受付サービスの専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

【送付先】 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内)

電話 077-528-3872